

必要添付書類について

資産の種類	必要添付書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など

注1：本人及び配偶者（いる場合）について、上記の添付書類が全て必要となります。なお、お持ちでない資産については、添付書類を提出する必要はありません。

注2：生命保険、自動車、時価評価額の把握が困難である貴金属、絵画・骨董品等については対象外となります。

※添付する通帳等の写しについては、申請日の直近から2ヶ月前までの期間のものがが必要です。また、少なくとも

- ①銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分
- ②最終の残高が分かる部分

の写しが必要となります。

お問い合わせは
昭島市保健福祉部介護福祉課
介護保険係
042-544-5111（内）2146